

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度デジタル技術導入支援業務

2 委託期間

契約締結日～令和9年2月26日（金）

3 業務の目的

本県では、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、令和6年度より「デジタル技術を活用したものづくり企業の働き方改革支援事業」を展開している。県内製造業がデジタル技術を導入することにより、業務の効率化及び作業の省力化さらには働き方改革・改善に繋げることが目的である。

本業務では、「デジタル技術を活用したものづくり企業の働き方改革支援事業」のうち県内製造業へのデジタル技術の普及啓発及び導入支援を行うものであり、セミナーによる普及啓発及び、コーディネータによる企業訪問・相談対応、ふくしまAI・IoT技術研究会が保有する設備やホームページの管理運営等を行うものである。

4 業務内容

受託者は以下の業務を実施すること。

<普及啓発業務>

(1) 普及啓発セミナー

ア 主に県内製造業を対象とし、デジタル化に関する製品や技術、ポイント、事例など、自社のデジタル化にあたり知っておくべきポイントなど紹介、情報提供や普及啓発を目的としたセミナーを開催すること。

目標値：参加者数 50人/回

イ 企画立案から調整、案内、準備、開催、結果のまとめまで、セミナーの開催に必要な一切の業務を行うこと。

ウ 契約締結後から翌1月末日までの間に2回以上実施すること。

エ 普及啓発セミナー開催報告書を作成し成果品として提出すること。

(2) 課題解決ワークショップ

ア 製造現場におけるデジタル化に関する課題や地域産業の魅力向上に関する課題を基に、参加者で構成するチームにより課題解決策の検討を行うワークショップ（アイデアソン）を開催すること。

目標値：参加者数 20人/回

イ 企画立案から調整、案内、準備、開催、結果のまとめまで、ワークショップの開催に必要な一切の業務を行うこと。

- ウ 課題設定については、福島県ハイテクプラザの担当者と協議の上で決定すること。
- エ 契約締結後から翌2月末日までの間に2回以上実施すること。
- オ 課題解決ワークショップ開催報告書を作成し成果品として提出すること。

(3) 成果普及講習会

- ア 本事業の事業紹介や本事業によりデジタル技術の導入に至った事例など、事業成果の周知普及を行う講習会を開催すること。
目標値：参加者数 50人/回
- イ 企画立案から調整、案内、準備、開催、結果のまとめまで、講習会の開催に必要な一切の業務を行うこと。
- ウ 契約締結後の翌2月から委託期間終了までの間に1回実施すること。
- エ 本事業によりデジタル技術の導入や働き方改革・改善に繋がった県内企業の事例や取り組み、また本事業の取り組みなどを紹介する紙媒体の冊子を500部製作すること。
- オ 成果普及講習会開催報告書を作成し成果品として提出すること。また、製作した冊子も成果品として提出すること。

<導入支援業務>

(4) コーディネータ企業訪問

- ア 製造現場のデジタル化に関心を持つ又は課題を抱える企業等に対し、コーディネータによる企業訪問を行い、関連情報の提供や課題の聞き取り等を行うこと。
目標値：訪問企業数 50社
- イ 企業訪問では必要に応じて次の業務を行うこと。
 - ① 本事業の取組みの紹介
 - ② 本事業に関するこれまでの支援成果の掘り起こし
 - ③ 訪問企業のデジタル化に関する要望や課題の聞き取り
 - ④ デジタル化に関する製品及び事例に関する情報提供
 - ⑤ 福島県ハイテクプラザが用意するデジタル化お試しキットの紹介及び貸出
 - ⑥ ふくしまAI・IoT技術研究会の紹介及び入会勧誘
 - ⑦ その他、本事業の成果に繋げるために必要となること
- ウ 計画から調整、訪問、結果のまとめまで、企業訪問に必要な一切の業務を行うこと。
- エ 契約締結後から委託期間終了までの間に実施すること。
- オ 企業訪問結果報告書を作成し成果品として提出すること。

(5) コーディネータ相談対応

- ア デジタル化の相談等を受け付ける相談窓口を設置し、コーディネータが訪問した企業等に対して相談対応を行い、適切な支援策の提供やフォローアップを行うこと。
- イ 相談対応の方法として、対面や電子メール、オンライン会議に対応すること。
- ウ 契約締結後から委託期間終了までの間に企業等からの要望等に応じ随時対応すること。

- エ 相談対応結果報告書を作成し成果品として提出すること。
- (6) アドバイザ派遣指導
 - ア 製造現場における具体的な課題に対する相談が企業等からあった場合、デジタル化に詳しいアドバイザを選定し派遣を行い、アドバイザによる助言及び指導を行うこと。
目標値：派遣企業数 5社
 - イ 企業課題に対し段階的な対応が必要と判断する場合は、アドバイザを繰り返し派遣し課題解決を図ること。
 - ウ 契約締結後から委託期間終了までの間に企業等からの要望等に応じ随時対応すること。
 - エ 派遣指導結果報告書を作成し成果品として提出すること。
- (7) 支援機関ネットワーク形成
 - ア AI、IoT、DXに関して先進的・先行的な知見や長所を取り入れることを目的とし、産業支援機関や公設試など福島県内外の団体を訪問し、情報提供や取組調査を行うこと。
 - イ 他県先進事例調査として、次の2か所の訪問及び調査を行うこと。
 - ① あいち産業科学技術総合センター（AI・IoT活用事例）
 - ② 秋田県産業技術センター（日本酒IoT）
 - ウ 計画から調整、訪問、結果のまとめまで、支援機関とのネットワークの形成に必要な一切の業務を行うこと。
 - エ 契約締結後から委託期間終了までの間に実施すること。
 - オ 先進・先行事例調査報告書を作成し成果品として提出すること。

<研究会運営業務>

- (8) 入退会・名簿管理
 - ア 福島県ハイテクプラザが事務局を務めるふくしまAI・IoT技術研究会に関する入退会の受付及び研究会名簿の管理を行うこと。
目標値：新規会員数 10社・団体
 - イ 入退会履歴及び研究会名簿（最新版）を成果品として提出すること。
- (9) ホームページ制作・更新
 - ア 本事業の事業内容及び進行状況、事業成果の情報発信を行うため、次のホームページ及びコンテンツを制作及び更新し公開すること。
 - ① 本事業のホームページ
 - ② 本事業全体に関するコンテンツ（事業内容紹介ページ等）
 - ③ 普及啓発業務に関するコンテンツ（開催案内ページ、開催報告ページ、開催案内チラシ等）
 - ④ 導入支援業務に関するコンテンツ（活動成果紹介ページ等）
 - イ 企画立案からデザイン、制作、公開まで、ホームページの制作・更新に必要な一切の業務を行うこと。

- ウ ホームページの公開においてサーバやネットワーク回線が必要となる場合は受託者側で手配をすること。
- エ 契約締結後から委託期間終了までの間に事業の進捗にあわせて公開すること。
- オ 制作したホームページやコンテンツ、更新履歴をまとめたホームページ制作更新報告書を作成し成果品として提出すること。

(10) 実証ラボ整備

- ア 福島県ハイテクプラザ内に整備したスマート化実証ラボの効果的な周知及び企業等の利活用につなげるため、次の1カ所のデザイン装飾を行うこと。
 - ① 福島県ハイテクプラザ 2階 電子応用実習室
- イ 企画立案からデザイン、製作、設置まで、デザイン装飾に必要な一切の業務を行うこと。
- ウ 契約締結後から4か月後の末日までの間に実施すること。
- エ デザイン装飾の内容や装飾前後の写真を記載した実証ラボ整備報告書を作成し成果品として提出すること。

5 支援対象

県内に事業所（本社・本店又は営業所、工場等）を有し、日本標準産業分類で製造業に該当する企業等を主に対象とすること。

6 実施体制

(1) 業務責任者・スタッフの配置

受託者は業務責任者を定め、事業全体の運営・調整等に関して責任をもって管理をするとともに、デジタル技術に関する知見・支援実績を有する専門家や運営スタッフ等を配置し、効果的な実施体制を構築すること。また、事故等が生じた場合に備え、緊急時の体制・対応についても併せて整備すること。

(2) 運営・進捗管理に関する定期的な打合せ

本事業の運営にあたり効果的な事業進捗を図るため定期的な打合せを実施すること。

7 対象経費

- (1) 人件費
- (2) 活動経費（旅費、講師等謝金、会場使用料、印刷・材料費、各種制作費等）
- (3) 業務管理経費（人件費と活動経費の合計の10%以内）
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) その他県が必要と認めるもの

※機械及び部品等の資産取得は認められない。

8 業務報告

受託者は、業務の遂行にあたり、本業務の着手及び完了時、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（第1号様式）
- (2) 委託業務完了報告書（第2号様式）

9 成果品

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の成果品を提出すること（紙媒体2部、電子媒体1部）。

- (1) 普及啓発セミナー開催報告書
- (2) 課題解決ワークショップ開催報告書
- (3) 成果普及講習会開催報告書及び冊子
- (4) 企業訪問結果報告書
- (5) 相談対応結果報告書
- (6) 派遣指導結果報告書
- (7) 先進・先行事例調査報告書
- (8) 入退会履歴及び研究会名簿（最新版）
- (9) ホームページ制作更新報告書
- (10) 実証ラボ整備報告書

10 受託者の責務

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら福島県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。
- (4) 本事業で知り得た個人情報について、第三者への漏洩、他目的での使用・売買等を禁止する。なお、これは本委託契約終了後も同様である。
- (5) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、福島県と受託者が協議の上で定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、本事業の目的達成に必要なと思われるものについては協力するものとし、また社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

様式第1号

令和 年 月 日

福島県ハイテクプラザ所長

所在地
受託者 名称
代表者 職氏名 印

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務については、令和 年 月 日に着手しましたので報告いたします。

記

- 1 委託業務の名称
令和8年度デジタル技術導入支援業務
- 2 業務委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 業務委託期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

令和 年 月 日

福島県ハイテクプラザ所長

所在地
受託者 名 称
代表者 職 氏 名 印

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務については、令和 年 月 日に完了しましたので報告いたします。

記

- 1 委託業務の名称
令和8年度デジタル技術導入支援業務
- 2 業務委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 業務委託期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
- 4 業務実績等
各報告書のとおり